

# ○学校法人実践女子学園研究倫理規程

(平成23年10月26日制定)

改正 平成26年4月1日改正

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人実践女子学園（以下「学園」という。）が定める「学校法人実践女子学園倫理綱領」に則り、学園が設置する大学、短期大学部及び中学校高等学校（以下「大学等」という。）における学術研究が、法令に適合し、また、社会通念上適切な方法及び内容で行われるようにするために、研究者に求められる倫理に関する事項を定め、もって社会からの信頼を確保することを目的とする。

2 教育活動における実験・実習、調査、データ収集等についても、本規程を準用する。

## (研究者の定義)

第2条 この規程において、研究者とは、学園で研究活動に従事する教職員及び研究員をいう。なお、学生及び研究生（以下「学生等」という。）であっても研究に関わる場合は、研究者に準ずるものとし、この規程の対象とする。

2 学生等が研究者として行動する場合は、必ず学園の教職員の指導下で行動しなければならず、かつ、その行動の指導に当たった教職員は責任を持たなければならない。

3 この規程において、協力者とは、当該研究に協力する全ての者をいう。

## (研究者の基本的責務)

第3条 研究者は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

(1) 研究者は、個人の尊厳と人権を尊重し、学術研究の発展のため、良心と信念に従い誠実に行動をしなければならない。

(2) 研究者は、研究者としての能力の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。また、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を自覚して、研究計画立案にあたらなければならない。

(3) 研究者は、法令、本規程及び学園の関連規程のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等を遵守しなければならない。

## (説明責任)

第4条 研究者は、協力者の個人情報やデータを収集しようとするときには、協力者に対して、その研究目的をはじめとする研究計画を分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、協力者に対し、実験及び調査等の途中いつでも実験及び調査等への協力を離脱することができることを予め説明しなければならない。

3 前2項にかかわらず、研究者は、研究目的を協力者に事前に告げることが研究の遂行に支障がある場合は、所属機関長に予めその理由を具して届け出なければならない。またこの場合は、実験及び調査等への協力終了後に協力者に対しその説明を行わなければならない。

## (協力者の同意の確保及び方法)

第5条 研究者は、協力者から個人情報及びデータを得ようとするときには、予め協力者から研究への協力について自由な意思に基づく同意を得なければならない。

- 2 研究者は、協力者に同意する能力がないと判断した場合は、その保護者等の本人に代わる者から同意を得なければならない。
- 3 研究者は、前2項の同意について、原則として文書で確認しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、無記名式の調査票等により匿名化して個人情報及びデータを収集する場合は、回答をもって同意したものとみなすことができる。
- 5 研究者は、協力者から個人情報及びデータを収集する場合、協力者の心身の負担を最小限に抑える手段及び方法によらなければならない。
- 6 研究者は、協力者が研究への協力を途中で離脱することを申し出たとき又は個人情報及びデータの収集後に同意を撤回したとき、並びに第4条第3項に基づいた協力終了後の説明時に同意を得られなかったときは、収集した個人情報及びデータを全て廃棄しなければならない。
- 7 前項において、申し出のあった個人情報及びデータを特定できない場合はこの限りではない。

(情報及びデータの利用及び管理)

- 第6条 研究者は、収集した情報及びデータを必要な期間保存するとともに、その消失、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究者は、当該研究活動の経過を記録し、適正に保管しなければならない。
  - 3 研究者は、情報及びデータの保管について法令等で定められた期間がある場合には、それに従うものとする。

(個人情報の保護)

- 第7条 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 研究者は、実験及び調査等の研究によって得られた協力者の個人情報及びデータの匿名性を保証しなければならない。
- (機器、材用及び薬品等の安全管理)

- 第8条 研究者は、実験において機器、材料及び薬品等を用いるときは、取扱要領、関係規程を遵守し、安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、実験における使用済みの材料及び薬品等について、責任を持って最終処理を行わなければならない。

(利益相反)

- 第9条 研究者は、産官学連携による研究活動の際には、利益相反の発生に十分留意しなければならない。

(第三者への委託)

- 第10条 研究者は、第三者に委託して実験又は調査等を行う場合は、この規程の趣旨に則して実験又は調査が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(研究成果の公表)

- 第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、研究成果を公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

- 2 研究者は、研究成果の公表にあたり、ねつ造、改ざん及び盗用等の不正行為並びに不適切な表現及び引用をしてはならない。

(研究費の適切な管理)

第12条 研究者は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の団体からの助成金、寄付金によって支えられていることに鑑み、適切かつ効率的に研究費を使用しなければならない。

- 2 研究者は、学園の規程に従って研究費の管理を行わなければならない。
- 3 研究者は、研究費が国費又は外部資金により賄われている場合は、学園の規程に加え、資金を提供した機関の定める手続きに従い研究費を管理しなければならない。

(不正行為への対応)

第13条 研究者は、研究活動に関わって他者の不正行為を発見した場合は、その是正に努めなければならない。不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知ったときは、それを放置してはならない。

(他者の業績評価)

第14条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価を行うときには、評価基準、審査要項等に基づき、公正な判断に努めなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用又は漏えいしてはならない。

(謝礼)

第15条 研究者は、協力者に対し謝礼として金品を提供する場合は、その金額は社会通念上、妥当な範囲とし、支払い等については適正に管理しなければならない。

(独自の研究倫理基準)

第16条 大学等は、独自の研究倫理基準（以下「独自基準」という。）を制定することができる。

- 2 独自基準を制定した大学等に所属する研究者は、この規程と独自基準の両方を遵守しなければならない。

(関連諸規程)

第17条 大学等において、必要に応じ関連諸規程を別に定めるものとする。

(学園の責務)

第18条 学園は、この規程で定める研究倫理に反する不正行為が発見された場合は、必要な措置を講じるものとする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

## 附 則

この規程は、平成23年10月26日から施行する。

## 附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。